

後期高齢者医療制度

7月に保険料額決定通知書と新しい保険証を送付します

75歳以上の人と、65歳以上の人で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

更新します

▽保険証
▽限度額適用・標準負担額減額認定証

保険証が8月から水色になります

7月下旬に、8月1日から使える新しい後期高齢者医療制度の保険証を送付します。8月以降は新しい保険証を提示してください。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

負担割合は毎年判定します

医療機関での負担割合(1割・3割)は、前年の所得

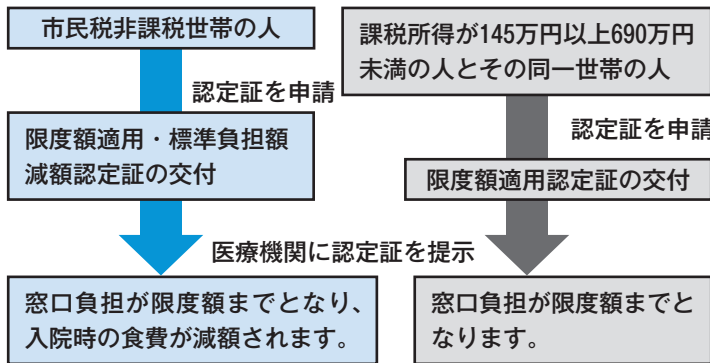
により判定しています。新しい保険証から、負担割合が変更になる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

すでに認定証を持っている、引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して送付します。

申請が必要です

新たに限度額適用認定証などの対象になる人



申請方法 保険証、マイナンバーカードまたは通知カードを窓口に参加して

申請してください。本人・世帯主以外が申請する場合は、委任状が必要です。

申請・問い合わせ先 市民課医療保険係(☎43-7137)または上下支所

市民生活係(☎62-2114)

通知します

保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、令和2年度の所得を基に計算しています。保険料の支払い方法は、原則、公的年金からの天引きになります。ただし、新たに後期高齢者医療制度に加入した人などは、一定の期間、納付書などでの保険料の納付が必要な場合があります。

問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課(☎082-502-3060)または市役所税務課(☎43-7121)

令和3年度 保険料の軽減均等割額

被保険者と世帯主の令和2年所得の合計額	軽減後の均等割額
「43万円」以下	7割軽減 13,935円/年
「43万円+28.5万円×世帯内の被保険者数」以下	5割軽減 23,225円/年
「43万円+52万円×世帯内の被保険者数」以下	2割軽減 37,160円/年

計算方法の注意事項

- ▷被保険者と世帯主のうち、給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者(給与所得者等)が2人以上いる場合、上記の計算に「(給与所得者等-1)×10万円」を加算します。
- ▷65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に関する所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳の障害者認定の人は問い合わせてください。
- ▷専従者控除、居住用財産や収用により譲渡した場合などの課税の特例の適用はありません。

※所得の申告がない場合は、軽減されないことがあります。また、令和3年度からは軽減の特例がなくなり、最高7割の軽減になります。

令和3年度年間保険料額(限度額64万円)

均等割額 46,451円 + 所得割額 所得割率 8.84%

所得割額 = 【総所得金額等 - 基礎控除額(43万円)】 × 8.84%

総所得金額等は、「年金収入 - 公的年金控除」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円を超える場合、所得に応じて減額されます。

府中市雇用継続助成金を引き続き受け付けています

国が実施する雇用調整助成金の特例措置で、国の助成金額以上に従業員に休業補償を支払う場合、その超える部分に一部助成金を支給しています。

申請時に発生した社会保険労務士への費用も助成対象です。詳しくは、市のホームページを確認してください。

問い合わせ先 商工労働課(☎43-7190)



市のホームページ